

# 福祉用具貸与 重要事項説明書

(福祉用具貸与サービス利用に関する説明書)

姫路市社会福祉協議会

**福祉の店**

介護保険事業所番号 2874000793

姫路市栗山町 151-2

**TEL079-223-0294**



# 福祉用具貸与 重要事項説明書

(令和6年4月1日 現在)

お客様が利用されようとする福祉用具貸与について、契約を締結する前に知っておいていただきたい重要事項をご説明します。分かりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

## 1. 事業所概要について

法人格・名称	社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会
所在地	兵庫県姫路市安田三丁目1番地
連絡先	総務課 電話 079-222-4212 FAX 079-222-4256
代表者	理事長 竹田 佑一
設立年月日	昭和26年3月22日 設立
事業内容	ふれあい食事サービス事業、ふれあいネットワーク事業、子育て支援事業、毎日給食サービス事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業、第一号訪問事業、通所介護事業、第一号通所介護事業、(介護予防)福祉用具貸与・福祉用具販売事業、障害福祉サービス事業、移動支援事業、その他社会福祉に関する事業

## 2. お客様に福祉用具貸与を提供する事業所について

### (1) 事業所の所在等

事業所名	姫路市社会福祉協議会 福祉の店
所在地	兵庫県姫路市栗山町151-2 栗山別館4階
連絡先	電話 079-223-0294 FAX 079-281-2460
事業の指定番号	指定番号 2874000793 指定年月日 平成12年4月1日
事業開始時期	平成12年4月1日
サービスを提供する実施地域	姫路市域内(家島町を除く) (地域以外の方でもご希望の方はご相談ください)

### (2) 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護状態にあるお客様に対し、適正な福祉用具貸与を提供することを目的とする。
-------	--

事業の方針	<p>(1)お客様が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が出来るよう配慮して、お客様の心身の状況や希望、その方が置かれている環境をふまえ、専門知識に基づき、適切な福祉用具の選定の援助、取付、調整などを行い、福祉用具を貸与することにより、お客様の日常生活上の便宜をはかり、その方の機能訓練を資すると共に、介護者の負担の軽減を図るものとします。</p> <p>(2)お客様の意思及び人格を尊重し、虐待を防止して権利擁護に取り組み、常にお客様の立場に立ったサービスを提供します。</p> <p>(3)事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町や居宅介護支援事業所、その他居宅サービス事業者、医療、保健、福祉サービスを提供する機関等との連携に努めます。</p> <p>(4)上記の他、「福祉用具貸与事業の人員及び運営に関する基準」を遵守します。</p>
-------	--

### 3. 事業所の従業員について

事業所の管理者	齋明寺 正裕
---------	--------

職 種	員 数	業 務 内 容
福祉用具専門相談員	2名以上	お客様に専門知識にて適正な福祉用具貸与を行います。

### 4. 営業日・営業時間について

営 業 日	月曜日から金曜日まで(祝日、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く)
営 業 時 間	午前8時35分から午後5時20分

### 5. 提供するサービスの内容

福祉用具貸与の内容は次のとおりとします。

- (1)要介護者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定める種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。
- (2)使用上の留意事項、故障時の対応などを十分に説明した上で、必要に応じて実際に福祉用具を使用していただきながら使用方法の説明を行います。
- (3)貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行います。
- (4)契約期間中、次の福祉用具を貸与します。

1. 車いす 2. 車いす付属品 3. 特殊寝台 4. 特殊寝台付属品 5. 床ずれ防止用具 6. 体位変換器 7. 手すり 8. スロープ 9. 歩行器 10. 歩行補助つえ 11. 認知症老人徘徊感知機器 12. 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 13. 自動排泄処理装置

上記用具1から6及び11・12については要介護1の方、また13については要介護1から3の方は原則として利用できません。

但し、下記に該当される場合は利用が可能です。

・車いす及び車いす付属品→以下のいずれかに該当する者

①日常的に歩行が困難な者

②日常生活範囲における移動の支障が特に必要と認められる者

・特殊寝台及び特殊寝台付属品→以下のいずれかに該当する者

①日常的に起き上がりが困難な者

②日常的に寝返りが困難な者

・床ずれ防止用具及び体位変換器→以下に該当する者

日常的に寝返りが困難な者

・認知症老人徘徊感知機器→以下のいずれにも該当する者

①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者

②移動において全介助を必要としない者

・移動用リフト(つり具の部分を除く)→以下のいずれかに該当する者

①日常的に立ち上がりが困難な者

②移乗に一部介助又は全介助を必要とする者

③生活環境において段差の解消が必要と認められる者

・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)

→以下のいずれかに該当する者

①排便が全介助を必要とする者

②移乗が全介助を必要とする者

(5)貸与中の福祉用具の交換のご希望があれば福祉の店相談・苦情受付窓口にて承り、すみやかに対応します。

## 6. サービス利用料金について

### (1)福祉用具貸与サービスの主な利用料金

注1. 福祉用具貸与を提供した場合の利用料は、別紙料金表のとおりとし、介護保険が適用される場合、お客様のご負担は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合となります。介護保険適用外部分については、全額お客様のご負担になります。

注2. お客様負担金は、関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に

関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとし  
ます。また、介護保険適用外部分の変更については、お客様に文書で  
ご連絡いたします。

注3. お客様がまだ要介護認定を受けておられず、「暫定居宅サービス計画」  
に基くサービスを利用された後、認定が「非該当」となった場合は、サ  
ービス利用料金の全額がお客様のご負担となります。

注4. お客様に介護保険料の滞納があり、法定代理受領サービスを利用でき  
ないことにより、償還払いとなる場合には、一旦利用料金を全額自己  
負担していただきます。その場合、サービス提供証明書を発行します。  
また、保険給付が7割に減額されている場合には、サービス利用料金  
の3割が、保険給付が6割に減額されている場合には、サービス利用  
料金の4割がお客様のご負担となります。

注5. 契約の起算日が月の15日以前の場合については月額的全額を、  
16日以降の場合については1/2の料金を請求させていただきます。  
解約の場合も同様に、月の15日以前の解約については月額の1/2  
を、16日以降の解約については月額的全額を請求させていただきます。

注6. 利用開始と終了が同じ月内に行われた場合は月額的全額を請求させ  
ていただきます。

## (2)その他の費用について

交 通 費	姫路市域内のお客様は、利用料金に含まれており、い ただきません。ただし、お客様の居宅が通常の事業実 施地域外に在るときは、お客様に次の料金をご負担い ただきます。 (1)公共交通機関を利用する場合 実費 (2)自動車を利用する場合 1kmにつき10円の ガソリン代
複写物の交付	1枚につき10円。(その都度お支払いください)
福祉用具の搬出入に 係る特別な費用	納品・引上料は基本的に利用料金に含まれていますが 特別な作業や措置が必要な場合(通常以上の従事者や クレーン車が必要な場合等)はお客様とご相談の上、別 途お支払いいただきます。

## 7. 料金の支払い時期と支払い方法について

利用料、その他の費用の請求	①お客様負担が有る場合に、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。 ②請求書は利用明細を添えて、利用のあった月の翌月20日までにお客様宛に郵送いたします。
利用料、その他の費用の支払い	原則、お客様指定口座からの自動振替となります。 お客様指定口座からの自動振替の場合は利用のあった月の翌月27日、もしくは27日が金融機関の休日にあたる場合は直後の平日に自動振替いたします。 支払いを確認後、領収書を送付いたしますので、必ず保管をお願いいたします。 なお、特別な事情がある場合のみ郵便振込も可能です。 その場合、振込手数料の一部はお客様負担(令和4年1月の改訂以降)となる場合があります。

## 8. お客様の賠償責任について

事業者は、お客様の故意または過失によって貸与商品が消失し、または回収した貸与商品について通常の使用状態を超える極度の破損、汚損等が認められる場合には、契約者に対して補修費もしくは弁償費相当額の支払いを請求することができます。

## 9. サービス提供の手順について

- (1)福祉用具貸与サービスの利用申込
- (2)ケアプランに基づく福祉用具の選定・利用料金の見積
- (3)納入希望日・内容の確認
- (4)重要事項の説明・個人情報取り扱いの説明・契約締結・サービス利用案内
- (5)福祉用具貸与計画の説明と同意
- (6)納品・設置(定期的に使用状況・適合状況の確認)
- (7)利用料金の請求
- (8)指定口座からの利用料金の引落とし
- (9)領収書の発行

## 10. 担当者の変更について

担当者の変更をご希望される場合は、相談・苦情受付担当者までご連絡ください。お客様のご希望を尊重して調整させていただきますが、事業所の人員配置などにより、ご希望に添えない場合もあることをご了承ください。なお、事業所では特定の担当者の指名は行っておりません。

## 11. 担当者の禁止行為について

担当者は、サービス提供契約以外の営利行為、宗教勧誘、金品の授受や賃借、私的訪問や私的契約、保証人になる等の行為は一切行いません。

## 12. 事業者の責務について

### (1) 福祉用具貸与計画について

お客様の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、お客様の居宅サービス計画に沿って、「福祉用具貸与計画」を作成し、その計画をお客様に交付し、その計画に基づいてサービスを提供します。

### (2) サービスの実施方法について

貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格をお客様に説明します。また、機能や価格帯の異なる複数の商品をお客様に提示します。

### (3) サービス提供内容の記録について

お客様に提供したサービス提供の記録は、5年間保管します。記録については、お客様とお客様の後見人(必要に応じお客様のご家族を含む)に限り、閲覧および写しの交付が可能です。

### (4) 秘密保持と個人情報の保護について(守秘義務)

事業者および従業員がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、サービス担当者会議等で、お客様もしくはご家族の情報を使用する必要があります。この場合には、あらかじめお客様もしくはご家族に説明し、同意を得た上で使用します。同意を得た場合は、同意書に署名・捺印をいただきます。なお、情報使用にご同意いただけない場合は、円滑なサービス調整が出来ず一体的なサービスが提供できない場合もございます。

ただし、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる「高齢者虐待防止法」)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

### (5) 身分証携行義務

お客様に福祉用具貸与を提供する事業者の従業員は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびお客様またはご家族から求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### (6) 賠償責任について

①事業者は、サービスの提供にあたり、お客様やご家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにお客様やご家族に対して損害を賠償します。ただし、事業者に過失がなかった場合はこの限りではありません。

②事業者はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「損害賠償保険」に加入しています。詳細内容をお知りになりたい場合は、事業者までご



連絡下さい。

### (7)虐待防止のための措置について

①事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、次の措置を講ずるものとします。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止・身体拘束適正化のための指針を整備します。
- ・虐待を防止するための従業者に対する研修(年1回以上)を実施します。
- ・虐待の防止に関する責任者、担当者を設置します。
- ・成年後見制度の利用を促進します。
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- ・その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

②事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者・障害者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 13. ハラスメント行為等の禁止について

ハラスメント行為等を防止し、円滑なサービス提供を行うため、契約書第6条第1項第2号の遵守をお願いいたします。お守りいただけず、円滑なサービス提供に支障が生じる場合は契約を解除することがあります。なお、同号ウ～オの例を下記に例示しますのでご確認ください。

### (1) 身体的暴力(身体的な力を使い危害を及ぼす行為)

※職員が回避したため危害を免れたケースを含みます

- 例:
- ・コップを投げる
  - ・蹴る
  - ・手を払いのける
  - ・たたく
  - ・手をひっかく
  - ・つねる
  - ・首を絞める
  - ・唾を吐く
  - ・服を引きちぎる

### (2) 精神的暴力(個人の尊厳や人格を否定する言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

- 例:
- ・大声を発する
  - ・怒鳴る
  - ・気に入っている職員以外に批判的な言動をする
  - ・威圧的な態度で苦情を言い続ける

- ・刃物を胸元からちらつかせる
- ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ・家族が利用者の発言を鵜呑みにし理不尽な要求をする
- ・利用料金の支払いを求めたところ手渡しせずにお金を床に並べてそれを拾って受け取るよう求める
- ・利用料金を多数回滞納しながら「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払いを拒否する
- ・特定の職員にいやがらせをする

(3)セクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)

- 例:
- ・必要もなく手や腕をさわる
  - ・抱きしめる
  - ・裸の写真を見せる
  - ・業務中あからさまに性的な話をする
  - ・卑猥な言動を繰り返す
  - ・サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる
  - ・業務中の職員の衣服に手を入れる

## 14. 緊急時の対応

サービス提供中にお客様に緊急の事態が発生した場合、速やかにお客様の主治医及び家族等に連絡を行います。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

## 15. 相談・苦情窓口について

事業者が提供するサービスについて、ご相談や苦情などがございましたら、事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

サービスの相談や苦情の窓口(姫路市社会福祉協議会の窓口)

福祉の店相談・苦情受付窓口	姫路市栗山町151-2 栗山別館4階 電話番号 079-223-0294 FAX番号 079-281-2460 受付時間 午前8時35分～午後5時20分 相談・苦情受付担当者 齋明寺 正裕 苦情解決責任者 瀬崎 智紀
---------------	---

事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口でも受付けています。

第三者委員 黒津 美智子	電話番号 079-245-2997 受付時間 午前9時～午後5時
--------------	-------------------------------------

姫路市介護保険課	姫路市安田4丁目1番地 電話番号 079-221-2923 FAX 079-221-2925
兵庫県高齢政策課	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号 078-362-3189 FAX 078-362-9470
兵庫県国民健康保険団体連合会	神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 電話番号 078-332-5617

#### 16. 重要事項を説明した年月日

説明場所	<input type="checkbox"/> お客様の自宅 _____ <input type="checkbox"/> 事業所 姫路市栗山町151-2 <input type="checkbox"/> 上記以外の場所 _____
説明年月日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで

福祉用具貸与の提供開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 姫路市安田三丁目1番地  
名称 社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会  
代表者職・氏名 理事長 竹田 佑一 印

説明者 所属 姫路市社会福祉協議会 福祉の店

氏名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年 月 日

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、同意しました。

お客様 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人（署名代行者）  
住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
お客様との続柄

立会人 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
お客様との続柄



姫路市社会福祉協議会

## 福祉の店

介護保険事業所番号 2874000793

姫路市栗山町 151-2

**TEL079-223-0294**